

新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エの規定に基づく基準 新旧対照表

令和8年8月19日 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

改正後（案）	現行	備考
1 条例第6条第2号ただし書エの規定に基づく基準 <u>(1) 市の職員の氏名であって、当該職員が補助的業務に従事する非常勤職員である場合又は次に掲げる特段の支障の生ずるおそれがある場合</u> ア 氏名を公にすることにより、条例第6条第1号及び第3号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合 イ 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合 <u>(2) 市の職員を除く公務員等の氏名であって、当該氏名が慣行として公にされたものでなく、公にすることが予定されているものでもない場合</u> <u>(3) （削除）</u>	1 条例第6条第2号ただし書エの規定に基づく基準 <u>(1) 公務員に関する情報がその公務員にとっての純然たる私事に関するものである場合</u> <u>(2) 氏名を公開することにより公務員及びその家族等の生命、身体、財産等に対する明白かつ差し迫った危険が予見される場合</u> <u>(3) 上記(1)及び(2)のほか、公務員の氏名を公開することにより市又は国若しくは市以外の地方公共団体の現在及び将来の公務の執行に著しい障害を生ずることが明白であると認められる場合</u>	現行 条例のエ「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる」との規定に対し「純然たる私事」は矛盾 改正後 市職員は、国行政機関における取扱いに準拠 現行 条例第6条第4号「犯罪の予防……に支障を及ぼすと認められる情報」の規定と不整合 改正後 市職員以外は、各機関等の慣行によるものとする。 現行 条例第6条第6号「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の規定と不整合

国の機関等における公務員氏名の公開に係る取扱いの例

国行政機関の例	国家公安委員会・警察庁の例
各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて 平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ 各行政機関における公務員の氏名については、情報公開法の適正かつ円滑な運用を図る観点から、下記の統一方針にのっとり取り扱うものとする。 記 各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、<u>特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする</u>。なお、<u>特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう</u>。 ① <u>氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合</u> ② <u>氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合</u> （説明） 「公にする」とは、職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。 また、上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（第5条第1号ただし書イ）に該当することとなり、開示されることとなる。	国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準（抜粋） 平成18年3月 平成29年5月30日一部改正 国家公安委員会・警察庁 1-4-4 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。 すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、第1号ハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。（以下略） 1-6 警察職員の氏名の取扱い 警察庁における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、<u>警視又は同相当職（専門官）以上の職員</u>である。警察庁が保有する行政文書に記載されている<u>都道府県警察の職員の氏名については、当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断</u>する。 なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、<u>氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど</u> <u>法第5条第4号に該当する場合は、不開示とする</u>。